

花卉・野菜等栽培施設設置事業補助金 交付要綱

(目的)

第1条 花卉・野菜等の生産振興を図るため、花卉・野菜等栽培用施設を設置する者に對し、村がその経費の一部を補助することについて必要な事項を定めるものとする。

(対象作物)

第2条 対象作物は、出荷・販売する花卉・野菜等とする。

(交付対象者)

第3条 交付対象者は、村内農地において前条に定める対象作物を栽培するための施設を設置する際に費用が発生した、村内に住所を有する者または青木村認定新規就農者とする。

(補助額)

第4条 補助金の交付額は、施設を設置する際に発生する経費の20%以内とする。

(補助金の交付申請・交付決定)

第5条 補助金を受けようとする者は、様式第1号による申請書に、見積書、生産計画書、施設設置概要図を村長に提出する。

第6条 村長は前条による申請があったときは、内容を審査し、適當と認めた場合には、様式第2号による交付決定通知書を申請者に交付するものとし、不適當と認めたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(補助金の実績報告・請求・支払)

第7条 前条による交付決定を受け補助金の請求をしようとする者は、事業完了後様式第3号による実績報告書と様式第4号による請求書に、領収書の写し、事業実施後の写真を添付し、村長に提出する。

第8条 村長は、前条の請求に基づいて、補助金を速やかに交付する。

(附 則) この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

一部改正 平成30年5月1日